

令和5年 第1回

**議会 (定例会) 議案**

(令和5年2月22日)

交 野 市



## 議 事 日 程

令和5年2月22日

- |     |         |  |
|-----|---------|--|
| 日程第 | 1       | 会議録署名議員指名  |
| 日程第 | 2       | 会期の決定  |
| 日程第 | 報告第 1号  | 専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）                          |
| 日程第 | 議案第 1号  | 専決処分事項報告について（令和4年度交野市一般会計補正予算（第8号））                  |
| 日程第 | 議案第 2号  | 教育委員会委員の任命について                                       |
| 日程第 | 議案第 3号  | 教育委員会委員の任命について                                       |
| 日程第 | 議案第 4号  | 固定資産評価員の選任について                                       |
| 日程第 | 議案第 5号  | 交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 日程第 | 議案第 6号  | 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について            |
| 日程第 | 議案第 7号  | 交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 | 議案第 8号  | 交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 | 議案第 9号  | 交野市地域公共交通会議設置条例の制定について                               |
| 日程第 | 議案第 10号 | 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 | 議案第 11号 | 交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第 | 議案第 12号 | 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 議案第 1 3 号 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 議案第 1 4 号 交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 議案第 1 5 号 交野市E S C O事業者選定審査委員会条例の制定について
- 日程第 議案第 1 6 号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 議案第 1 7 号 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 議案第 1 8 号 工事請負変更契約の締結について（星田駅前線道路新設改良工事）
- 日程第 議案第 1 9 号 令和 4 年度交野市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 議案第 2 0 号 令和 4 年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 議案第 2 1 号 令和 4 年度交野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 議案第 2 2 号 令和 4 年度交野市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 議案第 2 3 号 令和 5 年度交野市一般会計予算について
- 日程第 議案第 2 4 号 令和 5 年度交野市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 議案第 2 5 号 令和 5 年度交野市介護保険特別会計予算について
- 日程第 議案第 2 6 号 令和 5 年度交野市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第 議案第 2 7 号 令和 5 年度交野市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 議案第 2 8 号 令和 5 年度交野市水道事業会計予算について
- 日程第 議案第 2 9 号 令和 5 年度交野市下水道事業会計予算について

報告第1号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

5 専第 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 内 容     | 市が相手方に、損害賠償額として金 115,500 円を支払う。  |
| 2 | 相 手 方   | 住 所 大阪府枚方市大垣内町 1 丁目 1-1<br>朝日生命枚方ビル 5 F<br>氏 名 近鉄住宅管理株式会社大阪府営住宅枚方管理センター  |
| 3 | 示 談 日   | 令和 5 年 2 月 8 日   |
| 4 | 事 案 概 要 | 令和 4 年 8 月 12 日（金）午前 9 時 47 分頃、交野市藤が尾 1 丁目 4-15 付近において、府営藤が尾団地の燃えるごみを収集中にゴミ排出用コンテナ（ダストボックス）を塵芥車に取り付け、傾倒装置を使用して収集する際、誤って塵芥車の回転板に巻き込んでしまい、コンテナ（ダストボックス）を一部変形させたもの。 |
| 5 | そ の 他   | 相手方修理費 115,500 円<br>対物共済保険額 115,500 円<br>市持出額 0 円  |

令和 5 年 2 月 8 日

交野市長 山 本 景

議案第 1 号

専決処分事項報告について（令和 4 年度  
交野市一般会計補正予算（第 8 号））

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書写……別記

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

交野市長 山 本 景

令和 4 年度交野市一般会計補正予算（第 8 号）

(写)

5 専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度交野市一般会計補正予算（第 8 号）を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 13 日

交野市長 山 本 景

令和 4 年度交野市一般会計補正予算（第 8 号）

別 紙



議案第 2 号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

現住所 交野市私部 4 丁目 5 5 番 7 号

氏名 中山 尚 美

生年月日 昭和 40 年 1 2 月 2 0 日

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 令和 5 年 4 月 1 日より教育委員として新たに任命したいため。

(参考)

## 履 歴 書

現 住 所 交野市私部4丁目55番7号  
氏 名 なか やま なお み  
中山 尚 美  
生 年 月 日 昭和40年12月20日

## 学 歴

平成 元年 3月 京都教育大学教育学部音楽科卒業

## 職 歴

平成 元年 4月  
) 小学校常勤講師(音楽専科)、高等学校音楽非常勤講師等  
平成 6年11月  
平成16年 1月 音楽家として活動(ピアノ講師、合唱指導、各種施設へ訪問演奏等)  
現在に至る。

## 公 職 歴

令和 元年 7月  
) 交野市学校教育審議会委員  
令和 3年 7月

## そ の 他

平成 元年 3月 小学校教諭一種免許状取得  
平成 元年 3月 中学校・高等学校教諭一種免許状(音楽)取得  
平成16年 1月 交野演奏家クラブねむの会主宰 現在に至る。

議案第 3 号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

現住所 交野市私部南 2 丁目 1 番 7 号

氏名 般谷 恵秀

生年月日 昭和 38 年 4 月 9 日

令和 5 年 2 月 22 日提出

交野市長 山本 景

提案理由 令和 5 年 4 月 1 日より教育委員として新たに任命したいため。



議案第4号

固定資産評価員の選任について

次の者を本市固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

現住所 四條畷市清滝中町13-19

氏名 良 幸 浩

生年月日 昭和39年7月7日

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 倉澤裕基氏の辞職に伴い、後任者として任命したいため。

(参考)

### 履 歴 書

現 住 所 四條畷市清滝中町13-19  
氏 名 うしとら 良 ゆき 幸 ひろ 浩  
生 年 月 日 昭和39年7月7日

### 学 歴

昭和62年 3月 同志社大学法学部法律学科卒業

### 職 歴

昭和63年 4月 交野市役所入職  
昭和63年 7月 保険年金課勤務  
平成 7年 5月 課税課勤務  
平成 9年 7月 総務課勤務  
平成10年 4月 大阪府総務部市町村課行政係（大阪府へ研修生として派遣）  
平成12年 4月 総務課主査  
平成14年 4月 総務課総務係長兼文書法規係長  
平成16年 4月 人事課人事研修係長  
平成17年 4月 人事課長代理兼人事研修係長  
平成19年 4月 人事課主幹  
平成21年 4月 人事課長  
平成22年 4月 総務部次長（総務課、人事課担当）  
平成23年 4月 総務部参事兼役場戦略担当  
平成26年 4月 総務部付部長兼役場戦略担当  
平成27年 4月 企画財政部長  
平成30年 4月 企画財政部長兼公共施設等再配置準備室担当部長  
令和 2年 4月 福祉部長兼福祉事務所長

令和 4年12月 理事（企画財政部・福祉部担当）兼福祉部長兼福祉事務所長  
現在に至る。





議案第 5 号

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 特別職の職員について、特別職報酬等審議会の答申を勘案し給料月額を見直すとともに、市長の現任期の間、給料月額を減額したいため。

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

交野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

交野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例）

- 6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における職員の給料の月額は、第3条及び別表の規定にかかわらず、これらの規定による給料の月額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条及び交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。

職員	割合
市長	100分の70
副市長	100分の80

別表市長の項中「742,500円」を「909,000円」に改め、同表副市長の項中「700,000円」を「788,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等  
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 教育長について、特別職報酬等審議会の答申を勘案し給料月額を見直す  
とともに、市長の現任期の間、給料月額を減額したいため。

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
案

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「616,000円」を「702,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例）

- 6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、第3条及び第8条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 水道事業管理者について、他の特別職の職員の改定に伴い、給料月額を見直すとともに、市長の現任期の間、給料月額を減額したいため。

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「616,000円」を「702,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年4月1日から令和8年9月17日までの間における給料月額に関する特例）

- 6 令和5年4月1日から令和8年9月17日（同日前に令和4年9月18日において市長の職にあつた者が退職した場合にあつては、その退職した日）までの間における管理者の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、第3条及び第6条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 8 号

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 2 月 2 2 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 市長について、現任期に係る退職手当を不支給としたいため。

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

交野市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（市長の退職手当の特例）

- 4 令和4年9月18日において市長の職にあった者の同日を含む任期に係る退職手当は、第2条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第9号

交野市地域公共交通会議設置条例の制定について

交野市地域公共交通会議設置条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市地域公共交通会議の設置に関し、必要な事項を定めたいため。

## 交野市地域公共交通会議設置条例案

### 交野市地域公共交通会議設置条例

#### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、交野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 本市の運営による有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 本市の区域内における総合的な公共交通政策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3第1項及び第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 交通会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の交通会議は、市長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

(意見聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(交野市地域公共交通検討委員会条例の廃止)

2 交野市地域公共交通検討委員会条例（平成29年条例第19号）は、廃止する。



議案第10号

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童  
健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用  
者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活そ  
の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全  
育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計  
画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前  
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られ  
るよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。  
い。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全  
計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための  
移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の  
際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の  
所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。





議案第 11 号

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 2 月 22 日 提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、  
所要の改正を行いたいため。

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利

用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときには、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。



議案第12号

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山本 景

提案理由 生活保護法による被保護者に関し、保護停止中の者を医療費の助成対象としたいため。

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

(交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 交野市こどもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「により保護を受けている者」を「による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第14号

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山本 景

提案理由 生活保護法による被保護者に関し、保護停止中の者を重度障がい者の医療費の助成対象としたいため。

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

交野市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」を「被保護者（その保護を停止されている者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第15号

交野市E S C O事業者選定審査委員会条例の制定について

交野市E S C O事業者選定審査委員会条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 省エネルギーに関する包括委託（E S C O事業）を実施するにあたり、事業者の選定に係る基準及び事業者からの提案内容等について審議等を行うため、附属機関を設置するもの。

交野市 E S C O 事業者選定審査委員会条例案

交野市 E S C O 事業者選定審査委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、  
交野市 E S C O 事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) E S C O 事業者（次号及び第 3 号において「事業者」という。）の選定に係る審査基準に関すること。
- (2) 事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会計及び経理業務に関し知識又は経験を有する者
- (3) 市及び関係行政機関の職員

3 委員の任期は 1 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産管理室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



議案第16号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 出産育児一時金及び保険料軽減判定所得基準額を改定したいため。

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第23条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 改正後の交野市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。



議案第17号

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を  
定める条例の一部を改正する条例について

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年2月22日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 自転車通行帯の設置を推進したいため。

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第4条第7項中「幅員は、」の次に「令第42条第1項において準用する」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「第3種」の次に「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）」を加え、「第4種の道路」を「第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第4項中「幅員は、」の次に「令第

42条第1項において準用する」を加える。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第16条中「自転車道等」を「自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）」に改める。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

第40条第3項中「幅員は、」の次に「令第42条第1項において準用する」を加え、同条第5項中「前条第1項」の次に「並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項まで」を加える。

第41条第2項中「幅員は、」の次に「令第42条第1項において準用する」を加え、同条第4項中「第39条第1項」の次に「並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項まで」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第18号

工事請負変更契約の締結について

(星田駅前線道路新設改良工事)

令和3年10月1日に議会の議決を経た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号並びに交野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 星田駅前線道路新設改良工事の工事請負金額の変更
- 2 変更前契約金額 179,531,000円(消費税額を含む。)
- 3 変更後契約金額 233,314,400円(消費税額を含む。)
- 4 変更による増額分 53,783,400円(消費税額を含む。)
- 5 契約の相手方 交野市私部5丁目23番15号  
株式会社西工務店  
代表取締役 西 政樹

令和5年2月22日提出

交野市長 山本 景